

明治期埼玉県教育小史

— 訓導免職事件と教員養成・確保問題について —

白田勝美

はじめに

「つなぎ止めに必死」の見出しとともに、平成二年度の埼玉県公立学校教員採用選考試験の名簿登載者数が発表された（平成元年一月二五日付埼玉新聞）。この平成新時代の本県教育を担う一期生として登載された人数は、小中高と養護教育合計で一四七八人。一次受験者総数五三四九人（県教育局義務教育課・同高等学校教育課調査より）に対する倍率は前年度より一・九ポイント減少した三・六倍となり、総数では四四七人の増加となった。県教育委員会は登載者数が当初の計画を大幅に上回った理由として、児童・生徒数の減少が予想より少なかったことや、教員の不均衡な年齢構成の是正などを挙げている。しかしその最大の理由は民間就職戦線の加熱した求人状況であり、前出の見出しはそれを象徴したものと見える。

県教育委員会発行の『教師になつて第一歩』が「期待される教師」で始まっているように、教員に求められる役割はいつの時代においても非常に大きい。また優秀な人材の養成と確保の重要性は分野の

別を問わないが、子どもの可能性を無限に引きのばし、未来を創造する子どもの人格の完成をめざす教育では特に不可欠で緊要な問題である。そして歴史的にみると、変革期においてその傾向が一層顕著である。最も典型的な例が、教員に対して「生徒ノ模倣センコトヲ欲スル所ヲ行爲」⁽¹⁾するだけでなく、「衆庶ヲ開明ノ域ニ誘導」⁽²⁾することを求めた明治期であろう。

以上述べてきた点を念頭において、本稿では近代教育勃興期における本県教員養成・確保問題に関して、県報に掲載された一訓導の免職事件を通して考察するとともに、当時の教育状況についても簡単に概観してみたい。従って主に対象とする学校は公立小学校とし、時期は明治二〇―三〇年代に限定した。

一 訓導免職事件とその背景

(1)

日清戦争直後の明治三〇（一八九七）年は、官営八幡製鉄所の建設決定や綿糸の輸出額が輸入額を上回るなど、まさに日本の産業革命が着実に進展しつつある年であった。このような状況の中で、九月

三日付県報第六四三号に一訓導の免職を告げる記事が掲載された。彼の名前は鈴木岩五郎。明治六(一八七三)年二月生まれで当時、北足立郡坂田尋常高等小学校(現楠川市立加納小学校)勤務の若き訓導である。彼の免職の経緯と内容を伝えた記事が次の史料である。

明治二十七年三月三十日本県尋常師範学校ヲ卒業シ同年四月三十日北足立郡鴻巣高等小学校訓導ニ任シ尋テ肩書ノ小学校ニ転シ現ニ明治二十五年七月文部省令第十一号尋常師範学校卒業生服務規則第二条ノ義務年限中ナルニモ拘ハラス同二十九年八月十日ヨリ病氣届ヲ提出シ置キ竊ニ仙台地方ニ旅行シ許可ヲ受ケケスシテ恣ニ第二高等学校生徒ノ募集ニ応シ入学試験ヲ受ケ一旦帰郷出校セシカ九月二日ヨリ再ヒ病氣届出テ自宅療中養第二高等学校ヨリ入学試験合格ノ通知ヲ得同月九日ヨリ更ニ表面自宅療養ニ装ヒ窃ニ第二高等学校ニ入学シ本年七月十三日マテ引続キ在学シタルハ畢意故意ニ尋常師範学校卒業生服務規則ニ違背シタルモノニシテ職務上不都合ニ付小学校令第六十四条ニ依リ免職務尚明治二十七年三月三十一日交付シタル小学校教員免許状ヲ褫奪ス

但明治二十三年四月八日ヨリ同二十七年三月三十一日マテ本県尋常師範学校ニ存学中給与シタル学資金式百拾八円拾壹銭五厘ヲ償還スヘシ

埼玉県北足立郡坂田尋常高等小学校訓導

鈴木岩五郎

免職務(以上)

要するに彼の免職理由は、現職の教員にもかかわらず病氣と偽って休職し、その間第二高等学校に入学して学生生活を送っていたことが発覚したためである。行動の良否は別にしても、師範学校で学んだ以上の学問を切望していた、向学心に燃えた青年の姿がこの記事から読みとることが出来る。あるいは優秀な才能を持ちながらも、官費丸がかえ(後述)の師範学校を選ばざるを得なかった彼の経済事情も推測できよう。

この記事以外本人の経歴を明らかにする史料は乏しいが、限られた史料から彼の足跡を追ってみたのが表1である。

表1

年月日	記事
明27・3・17	鴻巣町長石田正より県知事千家尊福に提出された「教員給料額意見書」中、一〇等上級俸で上申される。
不詳	北足立新座郡派遣教員として、俸給一〇円に確定。卒業生中順位一二番。
明27・4・6	北足立新座郡長小泉寛則より鴻巣高等小学校(現鴻巣東小)訓導として知事に推薦される。
明27・5・4	同学校本科正教員勤務及び一〇等上級俸決定。
明28・2・15	坂田尋常高等小学校本科正教員及び九等下級俸に昇級。
明29・11・18	楠川町医師島海勝蔵より心臓内膜炎加療の診断書が提出される。

明 29・11・25	北足立郡長加藤炳より知事に、明治三〇年一〇月末日迄の「休職具状」が提出される。(九月九日より欠勤)
明 30・7・23	北足立郡長より知事田村政に「休職ノ事由消滅ノ儀具状」が提出される。

(埼玉県行政文書明一九〇四・五一三一及び県報三〇八・三八八号より作成)

この表からも、彼の免職を報じた記事がほぼ間違いないことがわかる。

(2)

虚偽の診断書を出すなど、覚悟の上での行動であったと考えられるが、それにしても彼に対する処分は非常に厳しい。免職のみならず、教員免許状の剥奪、更には師範学校存学中四年間に支給された学資二一八円余償還の厳罰である。―ちなみに現行法規でも現職教員が懲戒免職の処分を受け、その情状が重いと認められた場合のみ免許状を取り上げることができる⁽⁵⁾とされている。その場合でも本人からの異議申立ては認められている。―

彼に対する厳罰の根拠となったのが、以下引用する明治二五(一八九二)年五月七日付文部省令第一一号「尋常師範学校卒業生服務規則」(以下「服務規則」)である。

尋常師範学校卒業生服務規則

第一条 尋常師範学校卒業生ハ左ノ服務年限間其道府県内ニ於

テ小学校教員ノ職ニ従事スルノ義務ヲ有ス但第二条ノ義務ヲ

明治期埼玉県教育小史(白田)

卒リタル者ハ小学校ニアラサル官立公立学校教員ノ職若クハ
 学務ニ関スル他ノ公職ヲ以テ本文ノ職ニ代フルコトヲ得

一 男子卒業生ノ服務年限ハ卒業証書受得ノ日より十箇年トス

二 女子卒業生ノ服務年限ハ卒業証書受得ノ日より五箇年トス

第二条ノ義務ヲ卒リタル者ニシテ特別ノ事情アルトキハ北海道庁長官府県知事ノ許可ヲ受ケ他ノ道府県内ニ於テ就職スルコトヲ得

第二条 尋常師範学校卒業生ニシテ第一種ノ生徒タリシ者ハ其薦

挙セラレタル郡市内東京市京都市大阪
市ニ於テハ其区内又ハ其道府県内郡市区内ニ通ギ
ニ限ル

ニ於テ第二種ノ生徒タリシ者ハ其道府県内ニ於テ左ノ年限間

北海道庁長官府県知事ノ指定スル小学校教員ノ職ニ従事スルノ義務ヲ有ス

一 男子卒業生ハ卒業証書受得ノ日より五箇年

二 女子卒業生ハ卒業証書受得ノ日より二箇年

第三条 第一条第二条ノ義務ヲ卒リタル者ハ其経歴書ヲ具シテ

北海道庁長官府県知事ニ届出ツヘシ

第四条 第一条第二条ノ義務ヲ尽ス能ハサルノ事故アル者ハ其理由ヲ具シテ北海道庁長官府県知事ノ指揮ヲ請フヘシ

北海道庁長官府県知事ハ第一条第二項ニ依リ他ノ道府県内ニ於テ就職スルコトヲ許可スル者又ハ前項ニ依リ義務ヲ免除スル者ニ就キ其情状ニ依リ在学中給与シタル学資ノ全部若クハ幾部ヲ償還セシムルコトヲ得

第五条 尋常師範学校卒業生ハ其服務年限中毎年未服務ノ情況ヲ当該尋常師範学校ニ報告スヘシ又服務ヲ卒リタル後ト雖モ其身分職業等ニ異動ヲ生シタルトキハ其都度報告スヘシ

第六条 尋常師範学校卒業生服務中ノ者ニシテ左ニ掲クル者アルトキハ其情狀ニ依リ北海道庁長官府県知事ハ在学中給与シタル学資ノ全部若クハ幾部ヲ償還セシムヘシ

一 謂レナク第一条第二条ノ義務ヲ尽サ、ル者

二 免許状褫奪ノ処分ヲ受ケタル者

第七条 此規則ニ関スル細則ハ北海道庁長官府県知事之ヲ定ム

ヘシ

この規則は明治一九(一八八六)年に公布された師範学校令に基く文部省令第一一号を改正したものであり、服務年限期間に大きな変動はないが、それ以外の服務内容の精密化や罰則事項の設定が特色である。

これによると尋常師範学校卒業生には、大きく分けて二つの義務が課せられている。第一は地域指定と服務年限からなる従事義務である。地域については、郡長推薦による入学者であった第一種生がその推薦された郡市内か道府県内に、一般入学者であった第二種生が道府県内の長官・知事指定の小学校と限られた。その際の年数は男子五年、女子二年とされ、更にその年限終了後も官公立学校教員か学務関係に従事することを義務づけられていたので、最終的な年限は男子一〇年、女子五年であった。これを受けて本県尋常師範学

校はその規則中に、一〇年間の教職従事義務や五年間の知事指定校奉職義務を盛り込んだ。もう一つは、細部にわたる届出・報告義務である。服務年限終了者は長官や知事へ届出をしなければならず、本県ではその際に提出する経歴書に、現任官職及び俸額、就職の進退賞罰事項などの記載を命じた。⁽⁶⁾ また報告義務としては年末毎の服務状況と、身分職業上の異動があった場合である。特に前者についても本県では経歴書記載事項の外に、教務の管理分担・学校設備・学級編成・就学の増減・児童学業の進否・家庭との関係を報告事項に加えるなど、広範囲に及んでいる。⁽⁷⁾

しかし報告事項が余り細か過ぎたためか、実際にはこの義務が遵守されていない傾向もみられる。例えば、本県尋常師範学校長矢部善蔵は千家県知事にあてた「卒業生服務報告之件ニ付上申」⁽⁸⁾の中で次のように述べている。

本校卒業生徒ハ学年末其服務ノ情況ヲ本校ニ報告致スヘキノ
 処近年之ヲナスモノ極メテ少数ニシテ依然本日ノマ、経過候
 時ハ畜ニ比一事ノミニ止マラス延ヒテ其他ノ命令法規ヲモ軽
 忽ニスルノ悪習ヲ養ヒ影響スル所鮮少ナラサルヘシ

師範学校長として彼は報告義務が果たされていない現状を憂い、その遵守を嚴重におこなうよう、県に訴えているのである。

(3)

以上の服務事項中、服務年限や従事地域規定の不履行などに対し設けられた罰則規定が、在学中給与した学資の全額ないしは部分

償還である。鈴木訓導への学資償還処分は、「服務規則」第六条の一・二項ともに該当する典型例であつたことがわかる。

師範学校生徒への学資支給の根拠法は師範学校令第九条であり、それを受けて文部省訓令第四号（明治一九年六月四日）で具体的に要項が示された。この時の支給五種目（食物・被服・日用品・修理及湯浴・一週間手当）は、明治二四年一月七日の文部省訓令で三種目（食物・被服・雑費）に変更されたが、大枠での変化はみられず、その支給方法は知事が作成し大臣が認可した。具体的な支給内容、明治二五年一〇月三十一日に認可された、本県の「尋常師範学校生徒学費支給方法」⁽⁹⁾でみてみよう。

第一項 食物ハ主ハラ衛生上ニ適シタル食品ヲ選ヒ之ヲ給ス
ルモノトス

第二項 被服ハ左ノ九種トシ一定ノ時期ニ於テ之ヲ給シ若シ
所定ノ期限内ニ於テ之ヲ損傷シ更ニ交付スルヲ要ス

ルトキハ其費用ハ本人ヨリ徴収スルモノトス
一帽子日覆付地質黒羅紗師ノ字ノ徽章ヲ付ス 在学
中二箇ヲ給ス

一冬衣袴 地質紺小倉 一夏衣袴 地質白小倉
一冬シャツ袴下 地質白紋羽

一夏シャツ袴下 地質生天竺木綿

以上四種ハ入学ノ初年各二組ヲ給シ次年ヨリ各一
組ヲ給ス

一外套 頭巾及肩掛付 地質黒羅紗 在学中一枚ヲ給ス
一靴 一脚絆 地質ズック 以上二種ハ一箇年各二
足ヲ給ス

第三項 雑費ハ之ヲ分テ日用品、修理、湯浴、一週間手当、
療養費及修学旅行費トス

日用品ハ修学上必需ノ消耗品及炭油類等トシ時ノ需
用ニ応シ適宜之ヲ給ス

修理ハ被服ノ洗濯修覆トシ其費用ニ充ツル為毎月一
人ニ付金拾銭ヲ給ス

湯浴ハ寄宿舎構成ニ其場ヲ設ケ湯浴セシム
一週間手当ハ毎週一人ニ付金拾銭ヲ給ス

療養費ハ発病ノ生徒ニ療育ヲ命シタルトキニ限り其
実費ヲ給ス

第四項 修学旅行費ハ修学旅行中ニ係ル旅費其他ノ実費ヲ給ス
冬夏休業其他生徒ニ帰郷ヲ命シタルトキハ食費修理
費及一週間手当ヲ給シ帰郷セシムルモノトス

第五項 給与シタル被服及日用品ハ卒業シテ退学スルモノニ
在テハ之ヲ返納セシムルヲ要セスト雖半途退学ヲ命
シタルモノハ其時ノ現存品ヲ悉皆返納セシムルモノ
トス

翌二六年に「修理」と「一週間手当」の規定が削除されるが、それ

表 2

明治17年 9 月 6 日～明治20年 3 月31日(日割支給)		明治20年 4 月～明治21年 3 月	
摘	17年 9 月 6 日～同30日(25日分)	3 円33銭 3 厘	冬衣袴 (1組) 1 円67銭 5 厘
	同10月分	4 " 00 " 0 "	同シャツ袴下 (") 59 " 5 "
	同11月分	4 " 00 " 0 "	夏衣袴同シャツ袴下共 (2組) 3 " 98 " 0 "
	同12月 1 日～同20日(20日分)	2 " 58 " 1 "	帽子 (1ヶ) 68 " 5 "
	18年 1 月 7 日～同31日(25日分)	3 " 22 " 6 "	外套 (1領) 6 " 10 " 0 "
	同 2 月 1 日～14日、同19日～28日(24日分)	3 " 42 " 9 "	脚絆 (2足) 49 " 6 "
	同 3 月分	4 " 00 " 0 "	靴 (2足) 2 " 44 " 0 "
	同 4 月分	4 " 00 " 0 "	靴下 (20足) 62 " 0 "
	同 5 月分	4 " 00 " 0 "	銃拭 (9枚) 12 " 6 "
	同 6 月分	4 " 00 " 0 "	墨 (1挺) 03 " 5 "
	同 7 月 1 日～同18日(18日分)	1 " 88 " 7 "	ペン軸 (1本) 01 " 8 "
	同 8 月 20 日～同31日(12日分)	1 " 25 " 8 "	水筆 (18本) 32 " 4 "
	同 9 月分	3 " 25 " 0 "	真筆 (18本) 27 " 0 "
	同10月分	3 " 25 " 0 "	鉛筆 (15本) 15 " 0 "
	同11月分	3 " 25 " 0 "	半紙 (26帖) 39 " 0 "
	同12月 1 日～同22日(22日分)	2 " 30 " 6 "	罫半紙 (12枚) 24 " 0 "
	19年 1 月 7 日～同31日(25日分)	2 " 62 " 1 "	画洋紙 (20枚) 30 " 0 "
	同 2 月分	3 " 25 " 0 "	食費 (3 6 6 日 1 日金 8 銭 7 厘) 31 " 84 " 2 "
	同 3 月分	3 " 25 " 0 "	修理費 (12 ヶ月分 1 ヶ月金 5 銭) 60 " 0 "
	同 4 月 1 日～3日、同15日～30日(19日分)	1 " 74 " 2 "	1 週間手当 (5 2 週 1 週金 10 銭) 5 " 20 " 0 "
要	同 5 月分	2 " 75 " 0 "	
	同 6 月分	2 " 75 " 0 "	
	同 7 月 1 日～同18日(18日分)	1 " 59 " 7 "	
	同 8 月 20 日～同30日(11日分)	1 " 00 " 8 "	
	同10月分	2 " 75 " 0 "	
	同11月分	2 " 75 " 0 "	
	同12月 1 日～同25日(25日分)	2 " 21 " 8 "	
	20年 1 月 7 日～同31日(25日分)	2 " 21 " 8 "	
	同 2 月分	2 " 75 " 0 "	
	同 3 月分	2 " 75 " 0 "	
計	86 " 17 " 4 "	計	56 " 08 " 6 "

明治期埼玉県教育小史(白田)

八四

(埼玉県行政文書明1888より作成)

でも支給対象は在学中の必要最低限の衣食住のみならず、日用品や医療費、修学旅行費まで及んでいる。

実際にどれ位の数量や金額が支給されていたかを、病气退職した卒業生の例でみてみよう。この退職者は明治二一年に埼玉尋常師範学校を卒業した、比企郡竹澤小学校(現小川町立竹沢小学校)の笠原文太郎訓導である。彼の辞職願⁽¹⁰⁾によると、その理由は慢性気管支カタルにリユーマチを併発し、片腕が不自由になった事が原因とされている。そのため彼は「体力相当ノ職業」を求めて辞職を願ひ出、その際「修学費用幾分ノ弁償ヲ命ゼラル、モ苦シカラズ」と書き添えた。これに対して県は、「義務ノ免除スヘキ理由ハ、本人ニ取リテハ已ムヲ得サルモノトスルモ一般卒業生ヲシテ本規ヲ遵守セシムニ妨害ヲナス虞アル場合」はやはり償還を命ずるべきだとし、更に、「本件ノ如キハ将来ノ例トモ相成地方税徒費ノ弊ヲ来ス哉モ難計」⁽¹¹⁾として、彼に部分償還を命じた。その時の算出基準となった、在学中の支給金額と内容をまとめたのが前頁表2である。

前掲明治二五年時の支給方法以前のもではあるが、それほど大差なく当時の実態がつかめるとと思われる(明治二〇―二一年の湯浴・石油・木炭等は共用のため算出不能とされた)。明治一九年の東京帝国大学の年間授業料が二五円、明治二七年の国家公務員(高等官)の初任給が五〇円(いずれも週刊朝日編「値段史年表」より)であったので、最終学年の五六円余の金額がいかに大きいものかわかる。結局、県は師範学校令実施以後の最終学年時支給分のみを

償還対象とし、五年九ヶ月の勤続分を義務年限一〇年に換算した三二円二四銭九厘を差引いた、二二円八三銭七厘の償還を笠原訓導に命じた。

明治四四(一九一一)年の改正で、被服などの現物支給が廃止されるまでこの方法が続き、当時の師範生徒にはこの支給だけで十分であったといわれている⁽¹²⁾。当時の埼玉尋常師範学校の定員は一五〇名とされていたので、四学年総数約六〇〇名近い生徒に支給されていたことになる。またその費用は、本県への文部省委託金の約九〇%があてられていた⁽¹⁴⁾。

この大規模な官費総負担の制度に、明治政府の教育に寄せる強い熱意と期待がよみとれる。そして、近代国家の形成と発展に教育が必要不可欠のものであり、その最大の具体策が教育の国家管理と並んで、教員の養成と確保であったことがわかる。他に同様の官費総負担の制度が導入されたのは、陸軍士官学校と海軍兵学校であったため、経済的に恵まれない家庭の優秀な人材はそのどちらかを選ばざるを得なかった。教育面からみれば、明治政府の標榜した「富国強兵」は師範学校が「富国」を、軍関係の学校が「強兵」をそれぞれ象徴していたといえる。

莫大な投資のもとで養成し確保した優秀な人材であるからこそ、国家は当然の権利として教育に従事専念することを強く要求した。それが「服務規則」であり、その要求に応じられない場合は給与した学資の償還まで命ずる事ができたのである。鈴木訓導の行動はその

面からみれば、彼にどのような事情があろうと許容されるものではなく、国家は以後同様の事件の再発防止に意を注いだ。それゆえの厳罰処分であった。

二 教員養成と確保をめぐる本県の実態

(1)

前章では実例や制度・規定の面から、近代国家の形成と発展に必要な不可欠な教員の養成や確保問題について考察した。この章ではその問題を当時の学校現場の状況から考えてみたい。

結論的に言うならば、その問題に関する明治二〇〜三〇年代の本県の状況は極めて深刻な教員不足状態であった。まずその状態を圧倒的多数の子どもが通った公立小学校についてまとめた表3と、就学率についてまとめた表4から概観し整理してみよう。

明治一四年から三〇年にかけての一七七年間に、本県教育に三つの大きな変化がみられる。第一の変化は明治一五年の生徒増である。これは「学制」に比して、より我国の実情に応じた明治二二年の「教育令」と明治一三年の「改正教育令」の発布で、学校の設置や就学が督励された結果であり、従って男女平均の就学率も五〇％に近づいた。第二の変化は、明治一九年の学校数と生徒数の激減である。

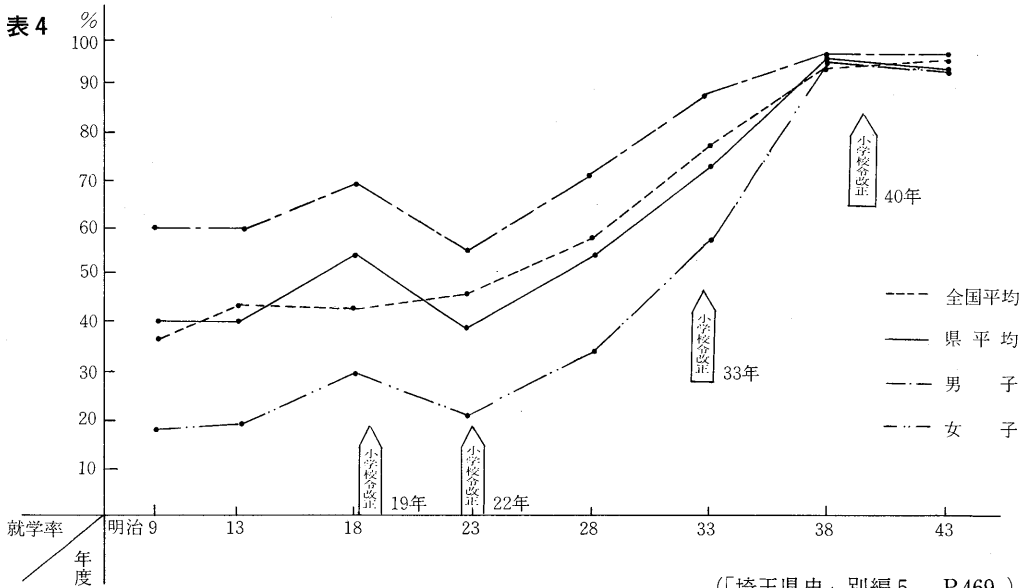
この年は前出「師範学校令」だけでなく、「小学校令」以下「帝国大学令」に至る我国教育制度の基礎が確立した年であったが、学区改正の実施や教育費の父兄負担増と農村の深刻な不況などが大きく影響したと考えられる。第三の変化は二五年の学校数増である。この

表 3

年度	小学校数A	生徒数B	教員数C	一校当教員数D(C/A)	教員一人当生徒数E(B/C)
明治14	722校	60,310人	2,016人	2.8人/校	30.0人/人
15	725	73,083	2,181	3.0	33.5
16	725	85,602	2,601	3.6	32.9
17	729	88,790	2,833	3.9	31.3
18	732	91,762	2,857	3.9	32.1
19	328	71,028	1,987	6.1	35.7
20	345	71,532	1,960	5.7	36.5
21	371	75,055	1,713	4.6	43.8
22	401	75,237	1,900	4.7	39.6
23	409	76,680	1,957	4.8	39.2
24	403	77,927	1,775	4.4	43.9
25	502	79,051	1,176	2.3	67.2
26	519	93,654	1,376	2.7	68.1
27	521	98,267	1,389	2.7	70.7
28	531	101,543	1,712	3.2	59.3
29	532	100,682	1,950	3.7	51.6
30	533	102,703	1,943	3.6	52.9

(埼玉県統計書より作成)

表 4



(「埼玉県史」別編5 P469)

年の「小学校令」で授業料の半減・免除措置が講じられ、就学率が上昇したこともあるが、二二年の学区再改正の影響が大きい。二七年以降の漸増現象は、日清戦争以後の政府の教育重視政策によるものと考えられる。

このような状況の中で教員数をみると、やはり一九年の教育制度改革時の教員数激減が目をはく。これは学区改正にともなう学校整理による教員の整理のためであるが、学校数の減少が上回っていたので一校当りの配置教員数は逆に六・一人と上昇した。それと全く反対の現象が二五年である。急増した学校・生徒数に対して教員数が減少したため、一校当りの配置教員数は二・三人、教員一人当りの担当生徒数は六七・二人と急増した。教員数が増加する二八年以降もこの教員一人当りの担当生徒数は五〇人台で推移し、二〇年代半ばまでの三〇〜四〇人台に戻ることはなかった。

以上のような全体的な教員不足と並行した重大な問題点は、師範学校を卒業した正教員不足である。この件に関して県令吉田清英は文部大臣福岡孝弟に対し、明治一五年に次のような何を提出している。

現今教員之資格ヲ有スルモノ師範学科卒業生二百名教員免許状ヲ有スル者六百九十七名合計八百九十七名ニ過キス(中略)
 比教員ニ而ハ県下教員之振張ヲ期シ難ク然レトモ比儘緩慢ニ相流候而ハ普通教育拡張之主旨ニ相戻リ可申依而教員養成之儀ハ更ニ計画可致候(後略)

彼は更にその解決策として教員免許資格の改正を提案しているが、当時の本県教育の状況を垣間見ることができ、しかしこの状況は明治三〇年になっても改善されていないことが

表 5

郡	30年3月末調 正教員数	卒業生 派遣人員	計	学級数	充足率*
北足立	150人	第一種生 5人	155人	264	58.7%
入間	161人	" 5人	166人	311	53.4%
比企	66人	" 3人	69人	122	56.6%
秩父	69人	" 2人	71人	135	52.6%
児玉	54人	第二種生 1人	55人	97	56.7%
大里	88人	第一種生 2人	90人	146	61.6%
北埼玉	117人	" 5人	122人	202	60.4%
南埼玉	94人	第二種生 1人	95人	156	60.9%
北葛飾	67人	第一種生 2人	69人	132	52.3%

*学級数百に対する正教員数

(埼玉県行政文書明5134より作成)

表5からわかる。

正教員充足率の最高である大里郡が辛じて六一・六%であり、最低の北葛飾郡に至っては五二・三%にとどまっている。当然ながら正教員を求める声が、各郡から高まっていった。入間郡長平井光長は内務部長告森良に対して、「教員ノ欠乏特ニ甚クシク今回ノ卒業生ノ如キハ相競ヒ之ヲ聘用セントスルノ情況ニシテ配置上ニモ困難致シ居候⁽¹⁶⁾」と郡内の状況を訴えている。また同様に児玉郡長も、「賀美高等小学校ハ目下就学生徒二百余モ有之阿久原尋常小学校高等科ニ就学セルモノ是又百名ヲ超過セントスルノ有様ニテ授業上殆ンド差支居候⁽¹⁷⁾」と具体的に学校名や人数まで挙げて、正教員の派遣を要請している。

(2)

この深刻な教員不足に対し、県や各郡は「比不足数ヲ補充スル方ヲ講スルハ教育行政上最急要⁽¹⁸⁾」の認識に立って、さまざまな解決策を講じている。それらの解決策を大別すると、二つにまとめることができる。一つは現職の教員を減らさないことを目的とした現状維持的方法であり、他は逆に人数を増やすことを目的とした現状拡大的方法である。

前者を代表する施策が、教員の官吏転用禁止である。例えば明治三〇年七月二〇日付各郡長宛通牒⁽¹⁹⁾の中で、内務部長は教員不足の弊害にふれながら「自今県下小学校訓導ハ総テ県内各郡ノ一般官吏ニ採用セザル」よう命じている。

同時に行なわれた施策が、准教員の免許状有効期間延長策である（正教員免許状はその府県に限り終身有効）。明治二三年の小学校令に基き、翌年一月一七日に出された文部省令第一九号「小学校教員検定等二関スル規則」で、准教員免許状の有効期限については七年以内とされた。それを受けて本県では、明治二五年三月一八日の県令甲第一六号でその期間を五年間と定めた。その後、明治二四年以前の取得者を対象に五年延長が決定（明治二六年三月二三日文部省令第三号）されるにともない、県は早速中等師範学科卒業証書及び小学校教員地方免許状の有効期間を五年に、小学校授業生免許状の有効期間を二年とそれぞれ延長した（同年三月二八日県令甲第一九号）。また小学校授業生免許状については更に二年間の延長を決定し（明治二八年三月一五日県令第八号）、教員確保に尽力した。

それに対して、定員に限りのある師範学校卒業生以外の教員を増やそうとする方法が後者である。その最も簡便な施策が、明治三〇年九月の各郡長宛通牒案伺に「一時欠乏ヲ補フハ状勢ノ止ムヲ得サル次第」としてとられた雇教員の採用である。しかしこの方法は同伺が、「其人物ノ如何ニ依リテハ教育上ニ弊害ヲ及ホスコト少カラサルニ付」よく人物を調査した上で採用すべきだと書き添えているように、本来ならば避けたい苦肉の策であった。

次なる施策は小学校授業生を増やすことである。小学校授業生とは、満一五歳以上で小学校授業生学力検定試験に合格した者をさす（明治一九年一二月一〇日県令甲第二九号「小学校授業生免許規

則」）。彼らは年齢が師範学校生入学資格より二歳若く、試験に合格さえすれば教壇に立てる長所があった。しかし、この施策が必ずしも有効であったとは言えなかった。例えば明治二三年にこの規則は改正されるが、その間の免許授与者は二五〇人に過ぎなかった。その理由として、同改正案伺の中で次の三点が指摘されている。第一点は「全科目合格スルニ非サレハ」とされた厳しい合格基準。第二点は「試験中ノ費用ニ堪ヘサル為メ試験ニ応スル者多カラサル」という試験費用の負担過多。第三点は「試験度数ノ多キ為メ学科研究不充分ニシテ落第者多キ」という科目数の過多であった。そのためこれを解決するために、県は各郡長に対して受験者の便宜をはかることを指示督励した。

むずびにかえて

これまで述べてきたように、国や本県教育界は明治二〇年代から三〇年代にかけて深刻な教員不足に悩み、それを解決すべくさまざまな方法により教員養成と確保に努力していた。しかし、それが容易に解決されなかったのも事実であった。

それぞれの方法そのものにも問題はあったが、特に大きな障害となったのは俸給問題に代表される経済的側面であったと考えられる。俸給問題について、秩父郡長は内務部長に次のような報告をしている。

前年以前ノ卒業生ト儘常ノ権衡ヲ失シ候義ト被考候尤モ前年以前ノ卒業生ニ対シテハ相当昇級方上申致度考ニハ有之候へ

共昇級ノ順序等モ有之義ニ付前年以前ノ卒業生ニシテ既ニ数年ノ経験トモ功績アルモノヲ越ヘ直々朱書通り任用致ス如キハ教員待遇ノ上ニ於テ尤モ注意ト熟考トヲ要スベキ義ト被存候⁽²²⁾

限られた優秀な人材を必要とするあまり、各地域とも少しでも他より有利な俸給額を提示しようとした。しかしそれは場合によって、先任教員の俸給との間に逆転現象を生むことにもなりかねなかった。また高い俸給は地方税(県費)を打ち切った明治一九年以降、学校運営が授業料と町村費補てんのみでまかなわれていたため、父兄や各町村にとって大きな負担になったことも考えられる。

教育は「国家百年の計」と言われてきたが、近代国家の形成に取り組んだ明治政府にとつての教育は、まさにこの言葉の通りであった。「旧来ノ陋習ヲ破リ」「智識ヲ世界ニ求メ」るためにも、また「欧米に追いつき追いこす」ためにも、教育は明治政府が正面から全力をあげて取り組むべき最重要課題の一つであり、国家の基本政策であった。しかし一方では、それに必要不可欠な人材である教員の養成と確保の面に多くの問題をかかえていた。その意味では、学校における日々の子どもへの教育と、教員の養成と確保は明治期教育における車の両輪であったともいえる。両輪が円滑に回り始めるためには、明治三〇〜四〇年代にかけての学校制度の整備と、種々の教員養成制度の実現や機関の設置を待たなければならなかった。

注

- (1) 埼玉県行政文書明五〇九一「小学教師心得」
- (2) 右同「各校教員へ触案伺」
- (3) 埼玉県報第三〇〇号(明治二十七年三月六日付)公告事項中「小学校教員候補者名籍登録」
- ※尚、これによると彼は明治二十七年三月三十一日付で小学校本科正教員免許状(第二二二号)を授与され、当時北足立郡石戸村(現北本市)に居住していたことがわかる。
- (4) 埼玉県報第六四三号彙報県庁事項中「叙任及辞令」
- (5) 教育職員免許法第一条
- (6) 県令甲第二〇号「尋常師範学校卒業生服務細則」
- (7) 右同
- (8) 埼玉県行政文書明三二二六
- (9) 埼玉県行政文書明一八八八
- (10) 右同
- (11) 右同「尋常師範学校卒業生服務ノ義務免除ニ関スル件指令案伺」
- (12) 「埼玉県教育史」第四卷P六八二
- (13) 文部省訓令第九号「尋常師範学校生徒ノ定員」
- (14) 「埼玉県史」別編五P四六九
- (15) 埼玉県行政文書明五〇九一「小学校教員免許状授与之儀ニ付伺」
- (16) 埼玉県行政文書明五一一三四
- (17) 右同
- (18) 埼玉県行政文書明五一一三五
- (19) 右同
- (20) 右同
- (21) 埼玉県行政文書明五一一三四「小学校授業生免許規則改正案」
- (22) 埼玉県行政文書明五一一三四